

平成21年 第1回(定例)日出町議会会議録(第3日)

平成21年3月19日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成21年3月19日 午前10時00分開議

開議の宣告

日程第1 陳情取り下げ申し出について

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

日程第2 常任委員会委員の選任について

日程第3 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第1 発議第1号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

追加日程第2 発委第1号 「汚染米」の転用問題と外米(ミニマムアクセス米)輸入に関する意見書(案)の提出について

追加日程第3 発委第2号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(案)の提出について

追加議案に対する趣旨説明

追加議案に対する質疑

討論

採決

閉会の宣告

本日の会議に付した事件

開議の宣告

日程第1 陳情取り下げ申し出について

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

日程第2 常任委員会委員の選任について

日程第3 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第1 発議第1号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

追加日程第2 発委第1号 「汚染米」の転用問題と外米（ミニマムアクセス米）輸入に関する意見書（案）の提出について

追加日程第3 発委第2号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）の提出について

追加議案に対する趣旨説明

追加議案に対する質疑

討論

採決

閉会の宣告

出席議員（16名）

1番	安部 三郎君	2番	田原 忠一君
3番	森 昭人君	4番	上野 公則君
5番	後藤 佑君	6番	白水 昭義君
7番	佐野 故雄君	8番	佐藤 済江君
9番	佐藤 隆信君	10番	荒金 啓治君
11番	城 美津夫君	12番	佐藤 克幸君
13番	相原 正和君	14番	笠置 弘君
15番	笠置 久夫君	16番	佐藤 二郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 松木俊一郎君 次長 井川 功一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤 義見君	副町長	今宮 礼二君
教育長	藤田 政義君	総務課長	田代 重勝君
総務課長補佐	工藤都四男君	財政課長	越智 好君
財政課長補佐	脇 英訓君	企画振興課長	吉良 正英君
税務課長	塩川 三次君	住民課長	堀田 義人君
福祉対策課長	北野 保信君	健康増進課長	八坂 司君
生活環境課長	畑中 博司君	商工観光課長	工藤 要一君
農林水産課長	古屋 尋明君	都市建設課長	恵良 知広君
上下水道課長	小石 好孝君	会計管理者	田ノ口信夫君
農委事務局長	小石 英介君	教育委員会管理課長	...	土田 泰二君
生涯学習課長	岩尾 昭市君	国体推進課長	小野 剛君
監査事務局長	木付 和敏君			

午前10時02分開議

議長（佐藤 二郎君） 皆さん、おはようございます。引き続き御苦労に存じます。

議員各位におかれましては、11日間にわたり慎重な御審議をいただき、また議会運営にも格段の御協力を賜り、本日、最終日を迎えることができました。心から御礼を申し上げます。

・ ・

開議の宣告

議長（佐藤 二郎君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議の議事は、お手元に配付しております議事日程により行います。

・ ・

日程第1．陳情取り下げ申し出について

議長（佐藤 二郎君） 日程第1、陳情取り下げ申し出についてを議題とします。

平成20年第4回定例会において社会厚生常任委員会に付託され、その後、継続審査中の日出町大字大神 後村区長辻本正雄氏より提出の、陳情第5号「大神後村地区にある（有限会社）山下商店の資材置き場について」は、平成21年3月12日に陳情取り下げ申し出書が提出されました。理由は、後村区の総会で司法の判断に委ねる決定がなされ、準備を進めている事情によるものであります。

お諮りします。この際、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号「大神後村地区にある（有限会社）山下商店の資材置き場について」の陳情取り下げの申し出は、承認することに決定しました。

委員長報告

議長（佐藤 二郎君） これより委員長報告を行います。今期定例会でそれぞれ所管の委員会に付託された議案、請願、陳情及び事業等について、各委員会における審査結果の報告を求めます。総務常任委員会委員長 笠置弘君。14番、笠置弘君。

総務常任委員長（笠置 弘君） 総務常任委員会の御報告を申し上げます。

総務常任委員会は、会期日程に従いまして、委員全員出席のもと、3月12日、13日、町長、副町長、担当課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。当委員会に付託されました議案、承認1件、議案5件について、審査の結果を御報告いたします。

承認第1号平成20年度日出町一般会計補正予算（専決第2号）についてであります。補正をした額は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,103万円を追加し、補正後の予算の総額を82億6,105万1千円とするものです。

内容は、定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当支給事業の給付に要する事務費で、全会一致で承認であります。

議案第2号平成20年度日出町一般会計補正予算（第4号）についてであります。主な内容は、定額給付金給付事業、子育て応援特別手当支給事業、地域活性化・生活対策臨時交付金に関する事業費等で、既定の予算の総額に4億5,743万6千円を追加し、補正後の予算の総額を87億1,848万7千円とするもので、全会一致で可決であります。なお、他の常任委員長より、所管の補正については可決の報告を受けております。

議案第11号平成21年度日出町一般会計予算についてであります。当初予算は75億6,700万円であり、前年度当初予算と比較しますと1億7,700万円の減で、伸び率は2.3%の減少となっております。

歳入につきましては、町税を28億4,476万6千円、前年度対比1億9,071万3千円の減、伸び率は6.3%の減少と見込んでいます。

歳出につきましては、人件費などの義務的経費は42億674万6千円で、前年度対比4%の減少となっております。義務的経費の歳出全体に占める構成比は、55.6%になっており、内訳は人件費が940万5千円の減、前年度対比0.5%の減少、扶助費が292万5千円の増、前年度対比0.2%の増加、公債費が1億6,893万2千円の減、前年度対比15.3%の減少と

なっております。

今後とも限られた財源の中で町民の暮らしを守り、多様化する町民ニーズの中から真に必要な事業に取り組み、最大の行政効果を得られるよう要望し、全会一致で可決であります。なお、他の常任委員長より可決の報告を受けております。

議案第 24 号日出町使用料条例の一部改正についてであります。中央公民館の講座室を教育委員会管理課執務室として使用するため、及び川崎運動公園の使用料を定めるとともに、糸ヶ浜海浜公園の運動場及びテニスコートの使用料を改正するもので、全会一致で可決であります。

議案第 27 号日出町個人情報保護条例の一部改正についてであります。これは個人情報の共有化や行政の効率化を図るため、及び統計法の改正により条例を整備するもので、全会一致で可決であります。

議案第 30 号職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。日出町の財政状況等を勘案し、職員及び特別職の給料の減額を実施するもので、全会一致で可決であります。なお、当委員会は、次期は産業建設常任委員会になりますので、議会の閉会中に、まちづくり交付金事業の所管事務調査並びに関東方面に行政視察を行いたいので、議会の承認を求めます。

以上で、総務常任委員会の審査結果の報告を終わります。

議長（佐藤 二郎君） 次に、産業建設常任委員会委員長 白水昭義君。6 番、白水昭義君。産業建設常任委員長（白水 昭義君） 産業建設常任委員会の御報告をいたします。

当委員会は、会期日程に従い、委員全員出席のもと、3 月 12 日、13 日、16 日にかけて、町長、担当課長出席のもと、委員会を開催いたしました。当委員会に付託されました案件は、請願の継続審査 1 件、今定例会において付託されました議案 13 件、陳情 1 件について、審査結果の御報告をいたします。

請願第 4 号「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と外米の輸入中止を求める請願は、三笠フーズに端を発した、いわゆる汚染米の食用への転用事件は、米と食の安全安心を脅かす重大な事件です。

請願の趣旨は、1 として、転用事件の全容解明と徹底回収を国の責任で行う。2 として、需要のない外米輸入は中止することとなっております。

委員会としての意見は、この請願は総論的には賛成で、請願事項の 2 番目の「外米の輸入を中止すること」については、るる意見が出たところであります。我が国としては、ぜひともウルグアイ・ラウンドを成功させ、新しい国際経済秩序を構築しなければならず、ある程度の輸入もやむを得ないことだという意見でまとまりました。したがって、2 番目の項目を意見書で出すときは、「輸入米等の検査及び管理体制を強化し、事故米の輸入をやめること」で採択といたしました。

議案第4号平成20年度日出町簡易水道特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ407万2千円が計上されたものです。

内容は、人員配置の見直しにより、職員1名が上水道と簡易水道の事業を兼務するようになり、人件費を折半するようになったための職員給料の減額が主なもので、可決であります。

議案第5号平成20年度日出町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、歳入歳出それぞれ1,910万3千円が計上されたものです。

これは、平成20年4月、公共下水事業に係る管渠の補助対象範囲を中小市町村を中心に大幅に拡大いたしました。これによって、今まで単独事業として行ってきた污水管の布設や設計委託料の多くが補助対象となり、起債単独事業費が結果として大幅に減額となりました。他は事業費の確定に伴う不用額の減額補正でありますので、これも原案どおり可決であります。

議案第6号平成20年度日出町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)及び議案第7号平成20年度日出町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、事業費の確定に伴う不用額の減額補正で、一般会計の減額等で財源調整したもので、これも原案どおり可決であります。

議案第10号平成20年度日出町水道事業会計補正予算(第1号)は、収益的収入及び支出については、収入で、本年度決算見込みをもとに給水収益など増額補正しております。支出では、原水及び浄水費、配水及び給水費など減額、減価償却費、資産減耗費や公課費を増額するとともに予備費で調整を行っています。また、資本的収入及び支出については、県の公共工事に伴う移設補償としての工事負担金を増額し、支出では、財源の組み替えを行ったもので、これも原案どおり可決であります。

議案第13号平成21年度日出町簡易水道特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1,331万1千円が計上されたものです。歳入で、水道使用料及び手数料が901万2千円、一般会計繰入金425万3千円で、歳出では、豊岡簡水、南端簡水の管理費が主なもので、これも全会一致で可決であります。

議案第14号平成21年度日出町公共下水道事業特別会計予算は、歳入では、町債が補償金免除繰上償還に伴う借換債の減額により、昨年に比べて46.8%減の3億5,530万円となっています。下水道使用料、国県支出金、一般会計繰入金が計上されております。

歳出では、面整備工事費、測量試験委託料や浄化センター及び洲崎汚水中継ポンプ場の維持管理費が主なものであります。歳入歳出それぞれ8億661万6千円が計上されたもので、これも原案どおり可決であります。

議案第16号平成21年度日出地区画整理事業特別会計予算は、清算に伴う予算となっており、歳出で公債費の償還のみを計上し、清算徴収金と一般会計繰入金で措置されており、歳入歳出それぞれ3,788万8千円となっており、これも原案どおり可決であります。

議案第17号平成21年度日出町漁業集落排水事業特別会計予算は、歳入で使用料や繰入金、金利の高い事業債を低金利に借り換えるための町債を計上し、歳出では、大神漁業集落浄化センター維持管理費や借入金の償還金が計上され、歳入歳出それぞれ6,124万円が計上されたもので、これも原案どおり可決であります。

議案第18号平成21年度日出町農業集落排水事業特別会計予算は、歳入で、下水道使用料や資本費平準化債を計上し、一般会計繰入金で財源調整をしています。

歳出では、原山浄化センターの維持管理費や借入金の償還金を計上し、歳入歳出それぞれ3,824万円になっており、これも原案どおり可決であります。

議案第21号平成21年度日出町水道事業会計予算は、業務の予定量では、給水戸数9,699戸、年間総給水量301万5,227トン、1日平均給水量8,261トンを見込み、収益的収入及び支出総額で、4億513万7千円となっております。

改良工事費では、藤原中部及び西部の国道10号線拡幅に伴う布設工事、日出港湾道路配水管布設工事、大神後村の国道213号線の配水管布設工事が予算計上されており、これも原案どおり可決であります。

議案第23号日出町都市公園条例の一部改正については、川崎運動公園の完成に伴い、多くの町民に利用していただくため、条例を整備するもので、これも原案どおり可決であります。

議案第25号日出町道路占用料徴収条例の一部改正については、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、道路占用料の額を改正するもので、これも原案どおり可決であります。

陳情第1号「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情は、協同労働の協同組合は、「だれもが希望と誇りを持って働くことができる、安心して豊さを実感できるコミュニティをつくること」を目指し、地域の住民自身による地域振興・就労創出を推進するために期待されています。しかし、協同出資・協同経営によってともに働くことに対する法律は存在しないので、法制化が必要ということで採択でございます。

なお、議案第2号平成20年度日出町一般会計補正予算（第4号）と議案第11号平成21年度日出町一般会計予算については、所管部分につきましては可決の旨、総務常任委員長に報告したところであります。

以上で、今期定例会において産業建設常任委員会に付託された議案13件、陳情1件、請願継続審査1件の審査の概要であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり御賛同くださいますようお願いいたします。報告といたします。

なお、当委員会は、次期社会厚生常任委員会に所管替えになりますので、閉会中に関東方面に行政視察を行いたいので、議会の御承認をお願いいたします。行政視察は5月中旬を予定しております。

以上でございます。

議長（佐藤 二郎君） 14番、笠置弘君。

総務常任委員長（笠置 弘君） 先ほど総務常任委員会は、関東方面に行政視察を行いたいの
で議会の承認をお願いしましたが、時期が漏れていましたので、5月下旬をお願いいたしたいと
思います。

議長（佐藤 二郎君） 次に、社会厚生常任委員会委員長 笠置久夫君。15番、笠置久夫君。
社会厚生常任委員長（笠置 久夫君） 社会厚生常任委員会の御報告を申し上げます。

会期中の3月12、13、16日の会期日程に従いまして、委員会を開会いたしました。当委
員会に付託された陳情案件1件、本定例会で議案12件、議案等所管事項が3件、その他を含む
審査の御報告を申し上げます。

3日間にわたりまして全委員出席のもと、町長ほか所管課長並びに教育委員会部局より教育長
ほか所管の課長の出席を求め、具体的に説明を受け、質疑の結果、議案3号、8号、9号、
12号、15号、19号、20号、22号、26号、28号、29号、31号は、原案どおり可
決すべきと決定いたしました。

議案等の所管事項、審査の御報告は、承認1号は承認であります。議案2号、11号は、所管
事項部分につきましては、原案どおり可決すべきと総務常任委員長に報告をいたしました。

その他としましては、社会厚生常任委員会は次期、総務常任委員会に移行しますので、閉会中、
日出町の財政状況についてを調査いたしたいので、なお、陳情6号は会期中結論に達しませんでした。
閉会中の継続審査をしたいので、それぞれ議会の御承認をお願いを申し上げまして報告と
いたします。

議長（佐藤 二郎君） 次に、議会報編集特別委員会委員長 森昭人君。3番、森昭人君。
議会報編集特別委員長（森 昭人君） 議会報編集特別委員会の報告を申し上げます。

3月17日、議会報編集特別委員会を開催をいたしまして、「議会だより第75号の問題点」、
また今定例会の内容を報告するための「議会だより第76号の編集」における役割分担及び編集
日程を協議いたしました。閉会中に引き続き「議会だより第76号の編集」を行いたいのので、議
会の承認をお願いいたします。

以上で、議会報編集特別委員会の報告を終わります。

議長（佐藤 二郎君） 次に、議会運営委員会委員長 相原正和君。13番、相原正和君。
議会運営委員長（相原 正和君） 議会運営委員会は、議会閉会中、次期定例会の議会運営につ
いて調査をいたしたいので、議会の御承認をお願いいたします。

以上です。

議長（佐藤 二郎君） 以上で、各委員会における審査結果の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

議長（佐藤 二郎君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論

議長（佐藤 二郎君） これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

採決

議長（佐藤 二郎君） これより採決を行います。

承認第1号平成20年度日出町一般会計補正予算（専決第2号）について、採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、承認第1号については委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第2号平成20年度日出町一般会計補正予算（第4号）について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第2号については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号平成20年度日出町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第3号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成20年度日出町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、採決し

ます。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第4号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成20年度日出町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、採決をします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第5号については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号平成20年度日出町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第6号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成20年度日出町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第7号については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号平成20年度日出町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第8号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成20年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第9号については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号平成20年度日出町水道事業会計補正予算（第1号）について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第10号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成21年度日出町一般会計予算について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第11号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成21年度日出町国民健康保険特別会計予算について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第12号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成21年度日出町簡易水道特別会計予算について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第13号については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号平成21年度日出町公共下水道事業特別会計予算について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第14号については委員長の報告のと

おり可決されました。

議案第15号平成21年度日出町老人保健特別会計予算について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第15号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成21年度日出土地区画整理事業特別会計予算について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第16号については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号平成21年度日出町漁業集落排水事業特別会計予算について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第17号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成21年度日出町農業集落排水事業特別会計予算について、採決をします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第18号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成21年度日出町介護保険特別会計予算について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第19号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成21年度日出町後期高齢者医療特別会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第20号については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号平成21年度日出町水道事業会計予算について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第21号については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号日出町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第22号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号日出町都市公園条例の一部改正について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第23号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号日出町使用料条例の一部改正について、採決をします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第24号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号日出町道路占用料徴収条例の一部改正について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第25号については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号日出町介護保険条例の一部改正について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手多数です。したがって、議案第26号については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号日出町個人情報保護条例の一部改正について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第27号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号事務の委託に関する協議について（宇佐市）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第28号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号事務の委託に関する協議について（国東市）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第29号については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第30号については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（佐藤 二郎君） 挙手全員です。したがって、議案第31号については委員長の報告のと

おり可決されました。

お諮りします。大分県竹田市大字福原1446番地 大分県農民運動連合会 会長阿部浩三氏より提出され、産業建設常任委員会に付託された、請願第4号「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と外米（ミニマムアクセス米）の輸入中止を求める請願について、採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、請願第4号については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、大分市大字下郡1602番地1 大分県保険医協会 会長松山家久氏より提出され、社会厚生常任委員会に付託された、陳情第6号インフルエンザ菌B型ワクチン無料化に関する陳情書について、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号については委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、大分市大字本幸崎73番地1 東部地域福祉事業所「ゆりかご」 所長杉崎トヨ子氏ほか1名より提出され、産業建設常任委員会に付託された、陳情第1号「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情について、採決をします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

各委員長から、閉会中の所管事務調査などの申し出がありますので、お諮りします。総務常任委員長から申し出の次期産業建設常任委員会による閉会中の「まちづくり交付金事業について」の調査並びに5月下旬に関東方面への行政視察を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長から申し出の次期産

業建設常任委員会による閉会中に「まちづくり交付金事業について」の調査並びに5月下旬に関東方面への行政視察を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長から申し出の次期社会厚生常任委員会による閉会中の5月中旬に関東方面への行政視察を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員長から申し出の次期社会厚生常任委員会による閉会中の5月中旬に関東方面への行政視察を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。

社会厚生常任委員長から申し出の次期総務常任委員会による閉会中に「日出町の財政状況について」調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、社会厚生常任委員長から申し出の次期総務常任委員会による閉会中に「日出町の財政状況について」調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。

議会報編集特別委員長から申し出の閉会中に「議会だより76号の編集」を行う件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、議会報編集特別委員長から申し出の閉会中に「議会だより76号の編集」を行う件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議会運営委員長から申し出の閉会中に「次期定例会の議会運営の調査について」を行う件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出の閉会中に「次期定例会の議会運営の調査について」を行う件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。第34回全国町村議会議長・副議長研修会が、5月19日、20日にかけて東京都の「メルパルクホール」にて開催されますので、これに私と佐野副議長が参加したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、全国町村議会議長・副議長研修会に参加の件は、承認されました。

日程第2．常任委員会委員の選任について

議長（佐藤 二郎君） 日程第2、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。任期満了による後任の常任委員会委員の選任については、日出町議会委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はお手元に配付した名簿のとおり選任されました。

なお、ただいま選任されました常任委員会委員の任期は、日出町議会委員会条例第3条第1項の規定により1年で、平成21年4月7日から平成22年4月6日までであります。

これより各委員会において日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行います。委員長及び副委員長の互選が終わるまで、しばらく休憩をいたします。

午前10時52分休憩

.....
午前10時53分再開

議長（佐藤 二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長及び副委員長の互選が終わりましたので、その結果を報告します。

総務常任委員会委員長に佐藤済江君、副委員長に後藤佑君、産業建設常任委員会委員長に荒金啓治君、副委員長に佐藤隆信君、社会厚生常任委員会委員長に森昭人君、副委員長に安部三郎君、以上のとおり互選されました。

以上で、常任委員会委員の選任を終わります。

日程第3．議会運営委員会委員の選任について

議長（佐藤 二郎君） 次に、日程第3、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。任期満了による後任の議会運営委員会委員の選任については、日出町議会委員会条例第6条第1項の規定により、笠置久夫君、佐藤済江君、荒金啓治君、森昭人君、佐野故雄君の5名を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました5名の方が、議会運営委員会委員に選任されました。

なお、ただいま選任されました議会運営委員会委員の任期は、日出町議会委員会条例第3条第

1項の規定により1年で、平成21年4月7日から平成22年4月6日までであります。

これより議会運営委員会において、日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行います。委員長及び副委員長の互選が終了するまで、しばらく休憩をいたします。

午前10時54分休憩

.....
午前10時55分再開

議長（佐藤 二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長及び副委員長の互選が終わりましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会委員長に笠置久夫君、副委員長に佐藤済江君が互選されました。

以上で、議会運営委員会委員の選任を終わります。

追加日程第1．発議第1号

追加日程第2．発委第1号

追加日程第3．発委第2号

議長（佐藤 二郎君） ただいま議案3件が提出されました。

お諮りします。議案3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題としたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として、議題にすることに決定しました。

追加日程第1、発議第1号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、追加日程第3、発委第2号「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）の提出についてを上程し、一括議題といたします。

追加議案に対する趣旨説明

議長（佐藤 二郎君） 提出から趣旨説明を求めます。

発議第1号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてをお願いします。

13番、相原正和君。

議員（13番 相原 正和君） 発議第1号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、趣旨説明を行いたいと思いを。

我が町は、合併しない町として町政を推進するために、行財政の見直しが急務でありましたの

で、議員報酬月額を平成16年度に「100分の3」を減額など前向きに取り組み、17年度からの行財政改革プランの一環として歳費を「100分の5」減額、また議員定数を「22人」から「16人」に定数減なども実施してまいりました。議会としても多少なりとも行財政改革プランの一翼を担ってきたと自負しております。

行革については、ある一定以上の効果を上げることができましたが、21年度当初予算案の町税収入を見ると、前年度に比べ6.3%の1億9千万円の減額となっており、依然として歳入不足による厳しい財政状況にあることは、間違いございません。

当面、集中改革プランの周期である平成22年3月31日までの間、議員報酬月額を「100分の3」減額いたしたいと思います。条例の改正をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（佐藤 二郎君） 次に、発委第1号「汚染米」の転用問題と外米（ミニマムアクセス米）輸入に関する意見書（案）の提出について、及び発委第2号「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）の提出について、2議案を続けてお願いします。産業建設常任委員会委員長 白水昭義君。6番、白水昭義君。

産業建設常任委員長（白水 昭義君） 発委第1号についての趣旨説明を行います。

汚染米の食用への転用事件は、米と食の安全安心を脅かす重大な事件です。その影響は各地の学校給食や保育園、医療、福祉施設まで広がっています。この事件は国民の健康も命をも顧みない一部の反社会的な行為が直接の原因ですが、農林水産省による監視体制の不備が、今回の不正が長期にわたって行われた原因となっています。

今、世界は食糧危機に直面しており、米不足と米価高騰が深刻です。このようなとき、日本の水田の4割で生産調整が行われていることは、世界の食糧需要からも憂慮にたえません。ミニマムアクセス等の輸入米の検査、管理体制の強化及び事故米の輸入の中止と生産調整の取り組みを見直すときです。よって、私たちの食の安全安心の確保のため、一日も早く汚染米転用事件の全容を解明し、再発防止を講じるとともに、ミニマムアクセス等の輸入米の検査、管理体制の強化及び事故米の輸入の中止を求めるため、内閣総理大臣、財務金融経済財政大臣、農林水産大臣に対し、意見書を提出するものであります。

続きまして、発委第2号の趣旨説明を行います。

今、地域のさまざまな課題を解決するため、行政ではなく住民自身の力に大きな期待がかかっており、地域に密着した公益性の高い活動が各種団体によって行われております。その一つである協同労働の協同組合は、働くものが協同で出資し、協同で経営し、コミュニティーの再生を目指す地域的な事業や運動を起こしていますが、我が国の法制度では、この協同組合には法的根拠がないことから、社会的な理解が不十分な状況となっております。「だれもが希望と誇りを持つ

て働くことができ、安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくること」を目指す協同労働の協同組合は、地域の住民自身による地域振興・就労創出を推進するために、その発展が期待されるものであります。

以上のことから、その根拠となる法令を速やかに制定するよう衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣に対し、意見書を提出するものであります。議長（佐藤 二郎君） 以上で、趣旨説明を終わります。

お諮りします。本日は日程の都合上、委員会付託を省略して審議をいただきたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

しばらく休憩をします。会議室にお集まりください。

午前11時04分休憩

.....
午前11時13分再開

議長（佐藤 二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加議案に対する質疑

議長（佐藤 二郎君） これから追加議案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） なければ、質疑を終わります。

討論

議長（佐藤 二郎君） これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） これで討論を終わります。

採決

議長（佐藤 二郎君） これより採決を行います。発議第1号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について採決します。

お諮りします。発議第1号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、発委第1号「汚染米」の転用問題と外米（ミニマムアクセス米）輸入に関する意見書（案）の提出についてを採決します。発委第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、発委第2号「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）の提出についてを採決します。発委第2号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、発委第2号については、原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

議長（佐藤 二郎君） 以上をもちまして、去る3月9日に開会いたしました今定例会もすべての案件を終了し、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。これもひとえに議会運営に対し、皆様方の御協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

さて、我が国をはじめ、世界が直面しております100年に一度といわれる未曾有の経済の減速は、我が町におきましても町民の生活を直撃しており、日々の暮らしは非常に厳しい状況にあります。さらに、今後の推移が懸念されるところであり、これまで以上に早急かつ的確な予算執行などの対応が求められておるところであります。

今定例会におきまして、21年度当初予算など審議され、活発な議論が交わされたところではありますが、執行部各位におかれましては、こうした町政の諸課題に的確に取り組んでいただきますことを御期待申し上げますとともに、議員各位にも幅広い町民の意向を踏まえた積極的な御提言をお願いするところであります。

また、3月下旬には定額給付金の申請書の送付が始まります。担当窓口に多くの相談者が見えられ、予期せぬ事案が出てくることもあると思います。特に、高齢者の方などにはわかりにくい面も多々あると思います。担当者の方にはこの間、忙殺され大変ですが、健康に留意の上、相手の身になった親切丁寧な対応を望むものであります。

これもちまして、平成21年第1回日出町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 二郎君） 異議なしと認めます。したがって、平成21年第1回日出町議会定例会を閉会することに決定しました。

これで閉会いたします。大変御苦勞でございました。

午前11時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年 3月19日

議 長 佐藤 二郎

副 議 長 佐野 故雄

署名議員 佐藤 隆信

署名議員 笠置 久夫

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 2 1 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員